

嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する基本計画

平成 29 年 3 月

福岡県 嘉麻市

はじめに



嘉麻市長 赤間 幸弘

配偶者（パートナー）や恋人等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。嘉麻市の安心、安全な暮らしを実現するため、この DV 問題が男女共同参画社会のまちづくりの大きな妨げとなっています。

国では、平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、この法律に基づき、市町村は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「DV 防止基本計画」という。）」を策定することが求められました。

嘉麻市におきましては、平成 22 年 12 月に施行された嘉麻市男女共同参画推進条例において「すべての人は、セクシャルハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する心身に及び暴力等の行為により人権を侵害してはならないこと」、「市は、セクシャルハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを防止するため必要な施策を講ずるよう努めること」などが定められるとともに、平成 24 年 3 月に嘉麻市「DV 防止基本計画」を男女共同参画社会基本計画後期計画と一体的に策定いたしました。

このような中、市として DV 問題に対する具体的な取組みを積極的にすすめるため、専門の女性相談員を配置した「女性相談窓口」の開設や、電話相談窓口である「かま女性ホットライン」を設置し、市民からの DV 問題の相談など、女性の抱える幅広い悩みに応じてまいりました。

また、DV 被害者の支援を目的とした、庁内の関係部署との連携を図るための「嘉麻市 DV 被害者支援庁内連絡会議」を適宜開催し、被害者支援に取り組んできました。

本基本計画は、後を絶たない DV やストーカー殺人等の社会問題が報道等を通じて広く認識されるなか、DV が重大な人権侵害であることをあらためて確認するとともに、また、市の宝である子ども達への影響が計り知れないことなど、DV 問題のその重大性にかんがみ、これまで男女共同参画社会基本計画の一部として策定されていたものを、今回あらためて分離独立させ、単独での計画策定となったところです。

内容につきましては、「暴力を容認しない社会づくり＝予防」、「被害の潜在化を防ぐ＝連携」、「被害者へのきめ細かい対応と心身の回復と生活の安定＝自立支援」、これら 3 つのテーマに基づいて、それぞれ基本目標、基本的施策等を盛り込みました。

本基本計画が DV 防止への理解を広める契機となり、男女の人権の擁護と男女平等の実現と DV のないまちづくりにつながるよう推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、嘉麻市男女共同参画審議会の委員の皆さま、関係機関の皆さま、ご意見を寄せていただきました市民の皆さま、ご協力をいただきました多くの方々に心から感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方

1	策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の推進体制	2
5	計画の体系	3
6	課別具体的事業一覧	4

第2章 嘉麻市の現状と課題

1	嘉麻市の取組み	7
2	市民意識調査からみたDVについての現状と課題	8
	(1) 暴力の経験	8
	(2) 暴力だと思うもの	9
	(3) 暴力の見聞き	11

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ	DVの根絶に向けた啓発と被害の防止	13
基本的施策1	人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成	13
基本的施策2	被害の早期発見と重大な被害を防止する体制の構築	15
基本目標Ⅱ	相談しやすい体制の充実	17
基本的施策1	相談の組織・体制の構築	17
基本的施策2	外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等への適切な対応	21
基本的施策3	窓口職員の研修の充実	22
基本目標Ⅲ	被害者の自立のための支援	23
基本的施策1	被害者の安全確保と心理的ケアへの配慮	23
基本的施策2	生活の安定に向けた各種手続の支援	25
基本的施策3	被害者の情報保護	27
	成果指標	28

資料編

○嘉麻市男女共同参画審議会会議経過	29
○嘉麻市男女共同参画審議会委員名簿	30
○用語の解説	31
○関係法令	32
○嘉麻市におけるDV被害者支援機関・団体窓口	44

第 1 章 計画策定の基本的な考え方

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 策定の趣旨

配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

国は、平成13年（2001年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定しました。

平成19年（2007年）の法改正では、体制基盤の中心を都道府県から市町村に移行させ、よりDV被害者の実情に見合った保護や救済措置となるきめ細かい支援のための整備を目指しました。これにより、基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務とされました。

平成25年（2013年）の法改正により、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、法律の適用対象を婚姻していなくても、生活の本拠を共にする交際関係にある相手からの暴力被害者に拡大し、同年、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー行為規制法」という。）も改正され、恋人からの暴力いわゆるデートDVの被害者を保護する仕組みが進展しました。

また、福岡県においては、平成18年（2006年）に第1次「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を、平成23年（2011年）に第2次「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を、そして平成27年（2015年）に第3次「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定し、広域的な取組みが進められているところです。

嘉麻市は、平成23年（2011年）策定の「嘉麻市男女共同参画社会基本計画後期計画」の基本目標Ⅲ「主要課題6 あらゆる暴力・虐待の根絶」を「嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する計画」と位置づけ、DV対策に取り組んできました。

広報紙やホームページを活用し、DV防止法の周知や暴力防止のための啓発を進め、「女性相談窓口」や「かま女性ホットライン」を設置し、相談の充実に努めるとともに、被害者の自立支援に向けて庁内外の関係機関と連携してきました。

しかし、平成27年に実施した「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」によると、被害を受けても相談していない人は、約46%にのぼり、被害が潜在化している状況がうかがえます。また、DVの被害者の多くは女性であり、その背景には、固定的な性別役割分担意識、暴力を容認する意識、男女間の経済的格差などの社会的要因があります。

このような現状があるため、DV根絶に向けた社会全体での継続的な取組みが求められます。

本計画では、DV防止の啓発、複雑化する相談への対応、被害者の自立支援に対して、DV対策を推進していきます。

これまでの取組みをさらに充実するとともに、社会状況や本市のDV問題を取り巻く現状、国や県の施策をふまえ、平成29年度から5年間を見据えた計画として策定し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにDVのないまちづくりをめざします。

2 計画の位置づけ

この計画は、「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づいて策定するものです。

また、第2次嘉麻市男女共同参画社会基本計画においては、基本目標Ⅰにおいて「男女の人権を尊重する意識づくり」を定めており、その中の主要課題4「あらゆる暴力の根絶」の基本的施策1「配偶者からの暴力防止及び被害者支援のための取組み」の事業項目として位置づけるものです。

3 計画の期間

この計画は、本市の総合計画との整合性を図りつつ、平成29年度から平成33年度までの5年間の計画期間とします。

なお、社会情勢の変化等により、基本計画を運用する上で不都合が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。



4 計画の推進体制

この計画の推進にあたっては、庁内に設置する嘉麻市DV被害者支援庁内連絡会議の機能を活かすなど、福岡県、警察、関係機関・団体等との緊密かつ幅広い連携により、DV防止に関する啓発及び被害者の支援に向け、施策を推進します。

5 計画の体系

本計画を推進するにあたっては、市民の正しい理解を促し、DVの防止・早期発見に努めるとともに、DV被害者の安全と人権を最大限に尊重し、国・県の関係機関や民間支援団体等との緊密な連携を図りながら、相談や自立支援に向けた総合的な施策を実施します。

そこで、本計画では、「予防」「連携」「自立支援」のテーマに基づき、「暴力を容認しない社会づくり」「被害の潜在化を防ぐ」「被害者のきめ細かい対応と心身の回復と生活の安定」を3つの分野を柱として、それぞれに基本目標、基本的施策を定めます。

テーマ	基本目標	基本的施策
<p>予防</p> <p>～暴力を容認しない社会づくり～</p>	<p>I DVの根絶に向けた啓発と被害の防止</p>	1 人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成
		2 被害の早期発見と重大な被害を防止する体制の構築
<p>連携</p> <p>～被害の潜在化を防ぐ～</p>	<p>II 相談しやすい体制の充実</p>	1 相談の組織・体制の構築
		2 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等への適切な対応
		3 窓口職員の研修の充実
<p>自立支援</p> <p>～被害者へのきめ細かい対応と心身の回復と生活の安定～</p>	<p>III 被害者の自立のための支援</p>	1 被害者の安全確保と心理的ケアへの配慮
		2 生活の安定に向けた各種手続の支援
		3 被害者の情報保護

6 課別具体的事業一覧

【全課】

基本目標	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	1	1	人権教育・啓発の推進	14
I	1	2	DVに関する正しい理解の促進	14
III	3	16	被害者情報に関する適切な管理と運用	27

【関係課】

基本目標	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	1	3	若年層に対する啓発の推進	14
I	2	5	被害の早期発見及び適切な対応	16
II	1	8	配偶者暴力相談支援センターとの連携強化	18
II	1	9	男性・性的少数者の相談窓口の案内	18
II	2	10	外国人等からの相談に対する適切な対応	21
III	1	12	被害者の安全のための警察との連携強化	24
III	1	13	心理的ケアへの配慮	24
III	2	14	住宅の確保支援	26
III	2	15	福祉施策等に関する情報の提供	26

【人事秘書課】

基本目標	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
II	3	11	窓口職員の研修の充実	22

【人権・同和対策課】

基本目標	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	1	1	人権教育・啓発の推進	14

【学校教育課】

基本目標	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	1	1	人権教育・啓発の推進	14

【男女共同参画推進課】

基本目標	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	1	1	人権教育・啓発の推進	14
I	2	4	相談窓口の周知	16
I	2	6	加害者対策に関する情報収集	16
II	1	7	庁内関係部署との連携強化	18
II	3	11	窓口職員の研修の充実	22



第2章 嘉麻市の現状と課題

第2章 嘉麻市の現状と課題

1 嘉麻市の取組み

嘉麻市は、平成24年（2012年）施行の「嘉麻市男女共同参画社会基本計画後期計画」の基本目標Ⅲ「主要課題6 あらゆる暴力・虐待の根絶」を「嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する計画」と位置づけ、DV対策に取り組んできました。

広報紙やホームページを活用し、DV防止法の周知や暴力防止のための啓発を進め、「女性相談窓口」や「かま女性ホットライン」を設置し、相談の充実に努めるとともに、被害者の自立支援に向けて庁内外の関係機関と連携してきました。



山田生涯学習館内 男女共同参画推進室（H29年4月から男女共同参画推進課）（女性相談窓口）



DV防止週間啓発活動（平成28年11月14日）

道の駅うすい前（かましちゃん と 福岡県警ふっけいくん）

2 市民意識調査からみたDVについての現状と課題

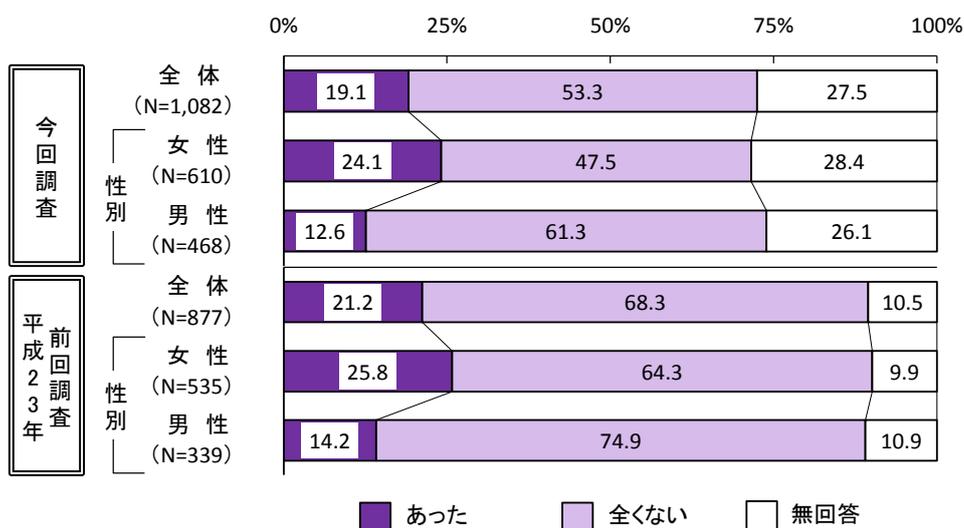
(1) 暴力の経験

平成 27 年に実施された「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）の結果によると、この 3 年間で配偶者や交際相手から暴力の被害を受けた女性は 24.1%、男性は 12.6%であり、嘉麻市においても少なくない数の人がDVやデートDVの被害を受けていることがわかりました。

前回調査と比較すると、今回調査は、「無回答」が約 3 割を占めているので、正確には比較ができませんが、暴力の被害経験の割合は、前回調査から男女ともあまり減少していません。

女性では、60 歳以下の年代で「あった」の割合が 2 割を超えており、特に 50 歳代の女性では「あった」が 32.9%と最も高くなっていました。

■暴力の経験 [全体、性別] (前回調査比較)



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成 27 年）

■暴力の経験 [全体、年齢別]

		標本数	あった (%)	全くない (%)	無回答 (%)
全体		1,082	207	577	298
		100.0	19.1	53.3	27.5
年齢別	女性:29歳以下	25	24.0	68.0	8.0
	女性:30歳代	42	28.6	57.1	14.3
	女性:40歳代	51	23.5	60.8	15.7
	女性:50歳代	79	32.9	53.2	13.9
	女性:60歳代	167	28.1	52.7	19.2
	女性:70歳以上	230	17.4	35.7	47.0
	男性:29歳以下	21	19.0	57.1	23.8
	男性:30歳代	20	15.0	55.0	30.0
	男性:40歳代	33	12.1	72.7	15.2
	男性:50歳代	68	14.7	75.0	10.3
	男性:60歳代	173	11.6	68.8	19.7
	男性:70歳以上	137	13.1	46.7	40.1
	無回答	36	13.9	33.3	52.8

資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成 27 年）

(2) 暴力だと思うもの

夫婦やパートナー間で起こるDV行為について暴力と認識しているかどうかを、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力である14種類の行為についてたずねました。

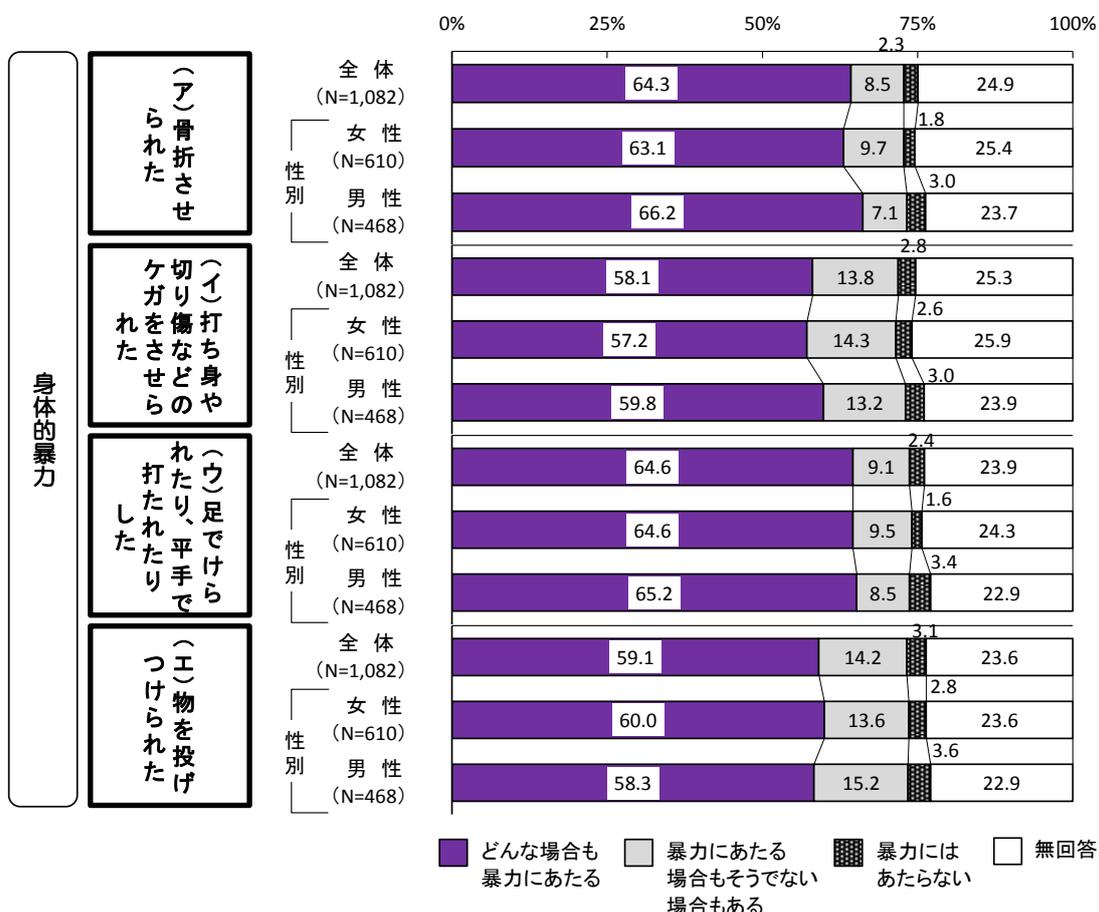
「どんな場合も暴力にあたる」は、「骨折させられた」「足でけられたり、平手で打られたりした」などの身体的暴力で6割前後と他の暴力に比べて認識が高く、「大声でどなられた」「何を言っても無視され続けた」などの精神的暴力は他の暴力に比べ、低くなっていました。また、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力の全ての行為は、男性が女性より認識が低くなっており、特に、精神的暴力の「交友関係や電話を細かく監視された」、性的暴力の「避妊に協力してくれない」は、10ポイント近く低くなっていました。

一方で、身体的暴力は、女性の方が男性よりやや低い傾向がありました。また、骨折、打ち身や傷などを負う明らかな暴力に対して、男女とも「暴力にあたる場合もそうでない場合もある」が1割前後あり、「暴力にはあたらない」も0%ではありませんでした。

夫婦間の暴力は、身体的暴力以外は男性の方が認識が低いこと、身体的暴力については女性が暴力と受け止めない傾向があることなどが分かります。

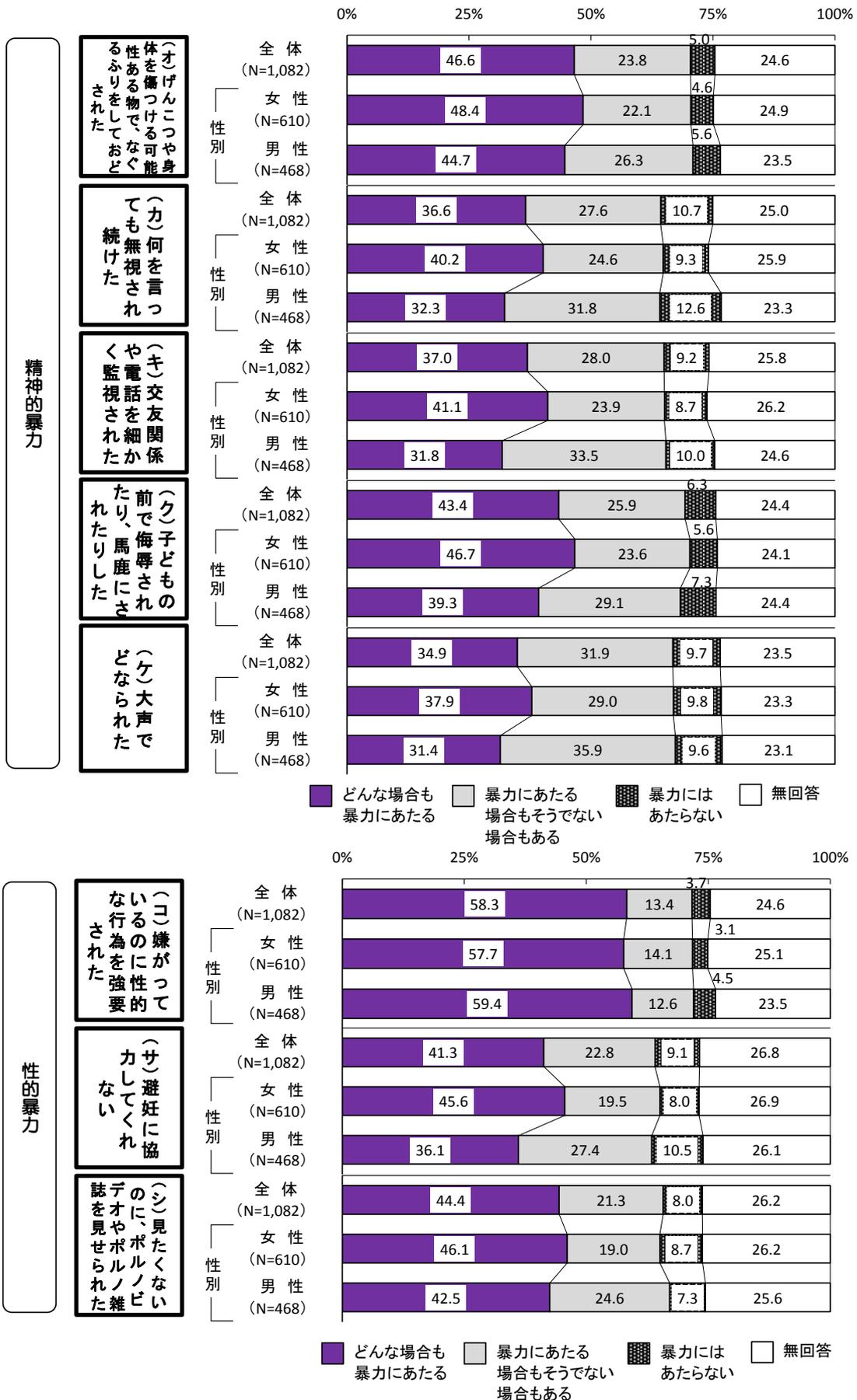
暴力と認識しないと、加害者は、罪の意識を持たず、被害者は、自分が悪いからと自分を責めて人に相談しないなど、DVの潜在化につながります。

◆図表 暴力だと思うもの〔全体、性別〕



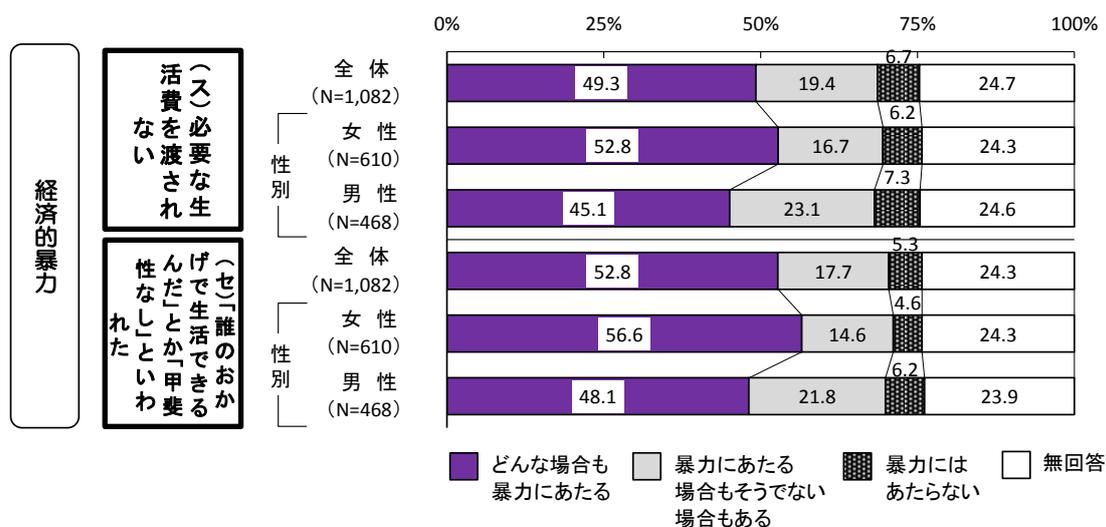
資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成27年）

◆図表 暴力だと思うもの〔全体、性別〕



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成 27 年）

◆図表 暴力だと思うもの〔全体、性別〕



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成 27 年）

（3）暴力の見聞き

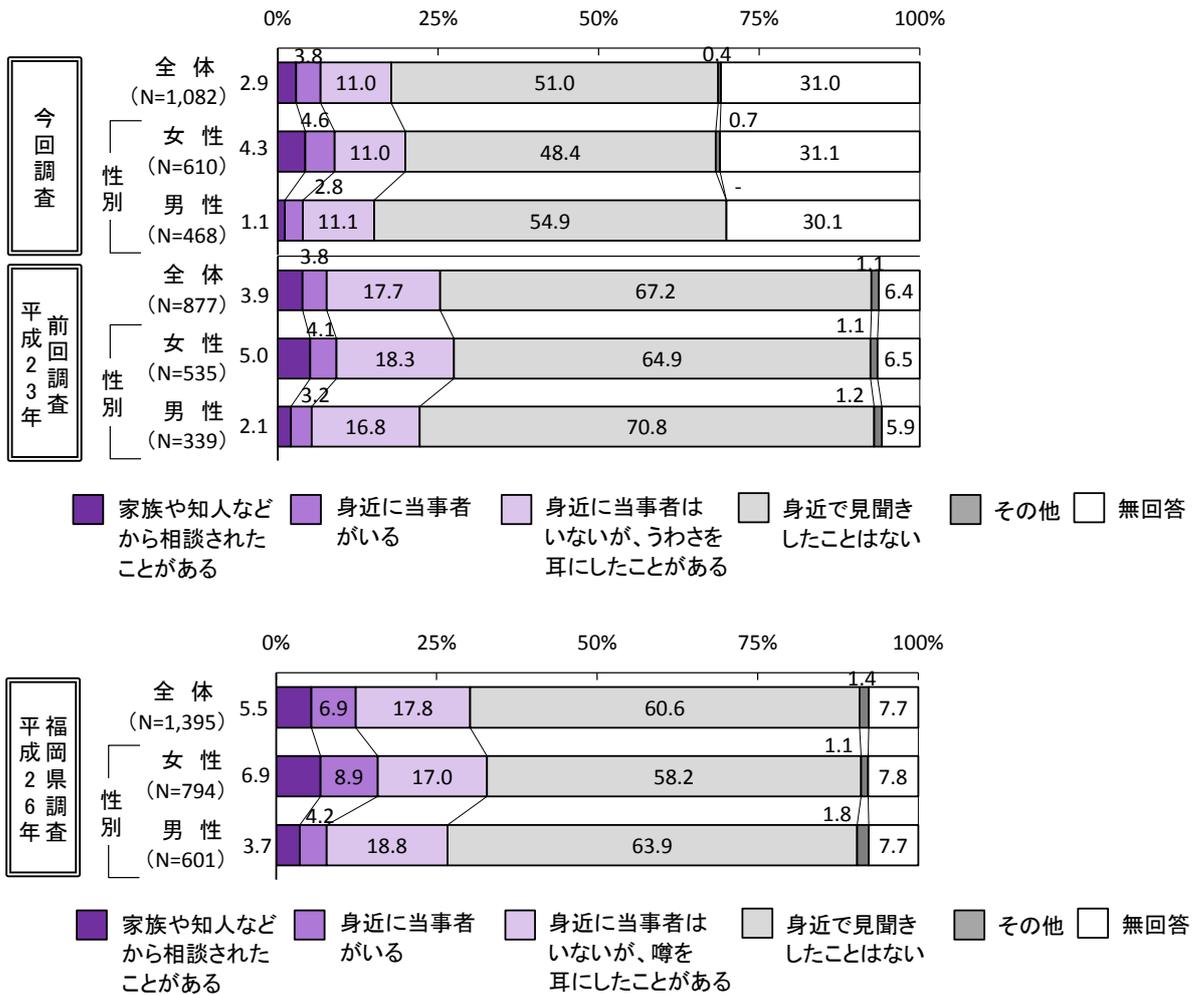
身近なところで、DV被害を見聞きしたかについて尋ねたところ、「身近に当事者はいないが、うわさを耳にしたことがある」が 11.0%、「家族や知人などから相談されたことがある」が 2.9%、「身近に当事者がいる」が 3.8%となっており、うわさの間接的な体験まで含めると、DVを見聞きした体験がある人は、全体の約2割に上っていました。

女性の方が男性より相談を受けたり、当事者が身近にいるという直接的な体験は高くなっていました。

女性は、DV行為については、男性よりも精神的暴力、性的暴力、経済的暴力の認識が高かったため、暴力を見聞きしたという経験も高くなっているといえます。

DVは、潜在化しがちであるため、暴力を見聞きした第三者が被害者に適切に対応することが支援には重要となりますので、市民一人ひとりのDVに対する認識を高めなければなりません。

◆図表 暴力の見聞き [全体、性別] (前回・県調査比較)



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(平成27年)

第3章 計画の内容

～暴力を容認しない社会づくり～

基本目標Ⅰ DVの根絶に向けた啓発と被害の防止

基本的施策

1 人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成

現状と課題

DVは、プライベートな問題ではなく、人権侵害の問題であり、そのために「DV防止法」、「ストーカー行為規制法」等の法律が制定されて、社会的な取組みが進められています。

市民意識調査では、配偶者やパートナー間に起こる暴力に対しては、暴力としての認識が低くなっており、その背景には、DVやデートDVを家庭内や個人のプライベートな問題として扱われがちで、重大な人権侵害としてとらえない意識の問題があります。

また、市民意識調査では「DV防止法」の認知度は、男女とも7割を超えていたものの、前回調査結果と比べると低くなっていました。さらに、「デートDV」の認知度は、2割程度にとどまっています。

DV問題に対しては、まずは、行政や教育に携わる職員や教職員が人権の問題として理解し、夫婦や恋人間で起きるため潜在化しがちであるという特徴や暴力は多様な形で現れるという認識を持つことが必要です。

市民にも、このようなDVに対する理解と認識を共有できるように、継続的な啓発を進めることが求められます。

デートDVについては、携帯やスマートフォンなどコミュニケーション手段が急速に発展し、大人の関知しないところで、中学生や高校生等の若年層で問題が大きくなっていきます。

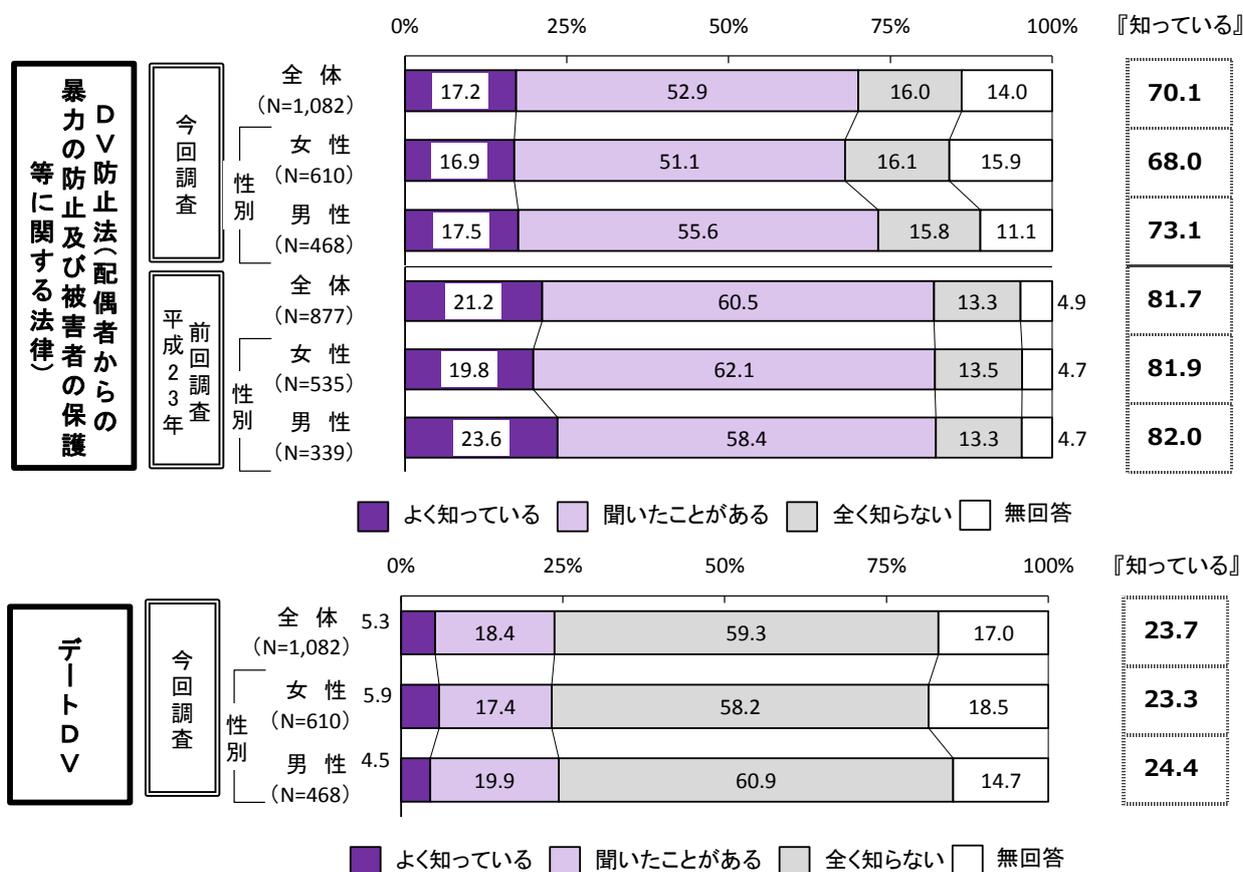
加害者にも被害者にもならないよう、暴力防止と固定的性別役割分担意識の問題を人権の視点で理解できるデートDV防止教育を進めなければなりません。

啓発冊子や学校への出前講座など、若年層が関心を持てるような工夫をします。

■ 具体的事業

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
1	人権教育・啓発の推進	市職員や教職員がその日常業務において人権の尊重と暴力を容認しない意識をもって進められるよう、人権やDVに関する研修や情報提供を行う。	全課
			人権・同和対策課
			学校教育課
			男女共同参画推進課
2	DVに関する正しい理解の促進	市民に対して人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成が図られ、また、DVに関する正しい理解が図られるよう、あらゆる機会を活用して、啓発活動を推進する。	全課
3	若年層に対する啓発の推進	若者向けのデートDV冊子を作成し、これを活用した出前講座を実施する。また、中学・高校に当該冊子を配布し、啓発を推進する。	関係課

◆ 図表 DVに関する施策・用語の認知 [全体、性別] (前回調査比較)



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成27年）

基本的施策

2 被害の早期発見と重大な被害を防止する体制の構築

現状と課題

DVは、家庭という密室で行われ、被害者は、加害者から行動を制限され、監視されたりするなど、社会との関わりを持たずに孤立した状態に置かれがちとなるため、被害の早期発見には、家族や知人の身近な人の存在が重要となります。

市民意識調査によると、「家族や知人などから相談されたことがある」「身近に当事者がいる」と回答した人がどう対処したかについて、「被害者に相談機関などを紹介した」は15.3%、「配偶者暴力相談支援センターや警察に通報した」8.3%、「被害者と一緒に病院や相談機関に行った」6.9%あり、専門機関につないだ人も一定数いました。

しかし、「何もできなかった」は4分の1あり、「何もする必要はないと思った」も7%で、身近にDV被害者がいても対応していない人が多いこともわかりました。

「加害者に暴力をやめるように話した」という被害者に危険が及ぶ可能性のある不適切な対処は、2割程度ありました。

DV被害者や被害者の身近にいる人に対しては、加害者に情報が伝わることのないよう安全に配慮して、相談窓口の周知を高める必要があります。

地域から行政へのパイプ役となる民生委員・児童委員、DV被害を発見しやすい立場にある医療機関が、警察など関係機関と連携して被害を早期発見し、早期介入できるよう、体制を強化しなければなりません。

また、加害者が当事者意識を持って暴力の問題に向き合い、更生することは、被害者の安全確保のために求められ、平成14年（2002年）以来、内閣府は、加害者更生に関して調査を実施していますが、効果的なプログラム開発については、今なお研究中です。

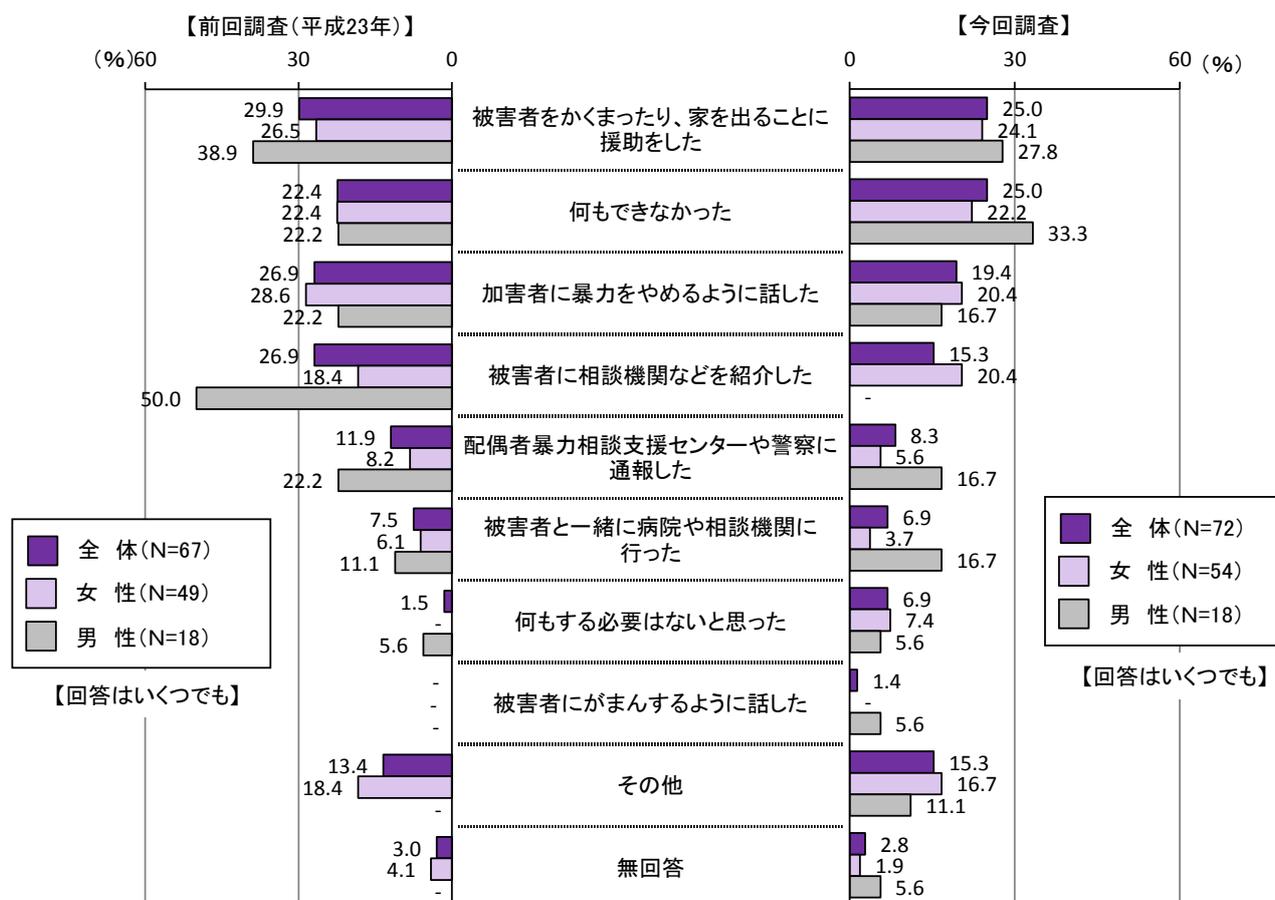
被害の対応策に活かせるよう、加害者対策については、国の調査研究や関係団体等に関する情報を収集していきます。



■ 具体的事業

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
4	相談窓口の周知	市が実施する「女性相談窓口」や「かま女性ホットライン」の相談窓口の周知を行う。また、福岡県や警察など他機関が実施する相談窓口の周知も行う。	男女共同参画推進課
5	被害の早期発見及び適切な対応	地域の民生委員・児童委員や医療機関、警察などの関係機関と連携を図り、被害の早期発見に努める。また、被害が重大にならないよう迅速で適切な対応とそのための関係機関との連携強化を図る。	関係課
6	加害者対策に関する情報収集	加害者対策に関する国や県の情報を収集して被害防止のための対応策に活用する。	男女共同参画推進課

◆ 図表 DV被害を知った後の行動について [全体、性別] (前回調査比較)



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(平成27年)

～被害の潜在化を防ぐ～

基本目標Ⅱ 相談しやすい体制の充実

基本的施策

1 相談の組織・体制の構築

現状と課題

DV対策においては、適切に対応できる専門家や相談機関、公的機関が重要な存在となります。しかし、DV被害者は、加害者から「お前が悪い」と言われ続け、暴力を受ける責任は自分にあると自責の念があり、加害者への恐怖心も強く、相談をためらう傾向があります。

被害者が相談しやすくなるような、専門家や公的機関の相談体制の整備が必要です。

市では、相談体制の整備に向けて、平成25年（2013年）からDVに対応する関係部署が参加する「DV被害者支援庁内連絡会議」を開催しています。

また、DVの専門相談員が面接する「女性相談窓口」を各庁舎で開設し、必要な場合は同行支援も実施しており、電話でも相談できるよう「かま女性ホットライン」を設置しています。

市民意識調査によると、DV被害者の相談先は、関係機関では「警察署・交番」「医師・カウンセラー」が2%程度、行政の相談窓口は「配偶者暴力相談支援センター」がややわずかで、他の窓口の利用はありませんでした。

男性では、「誰にも相談しなかった」割合が女性より高くなっていました。

相談しなかった人の理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」が35.3%ありますが、前回調査と比べると比率は低く、相談の重要性への認識は高まったといえます。しかし、「自分にも悪いところがあると思ったから」と自責の念は、2位と高く、女性では「相談してもむだだと思ったから」「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」が男性より高く、孤立している状況がうかがえました。

今後は、より被害者の立場に立った相談体制へと整備するために、事案に応じてDV被害者支援庁内連絡会議を開催します。

庁外においては、配偶者暴力相談支援センター（福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所）と緊密な連携体制をとるために、日頃より情報交換を行います。

男性や性的少数者への相談については、県が設置している専用の相談窓口や県の配偶者暴力相談支援センター等の情報を提供します。

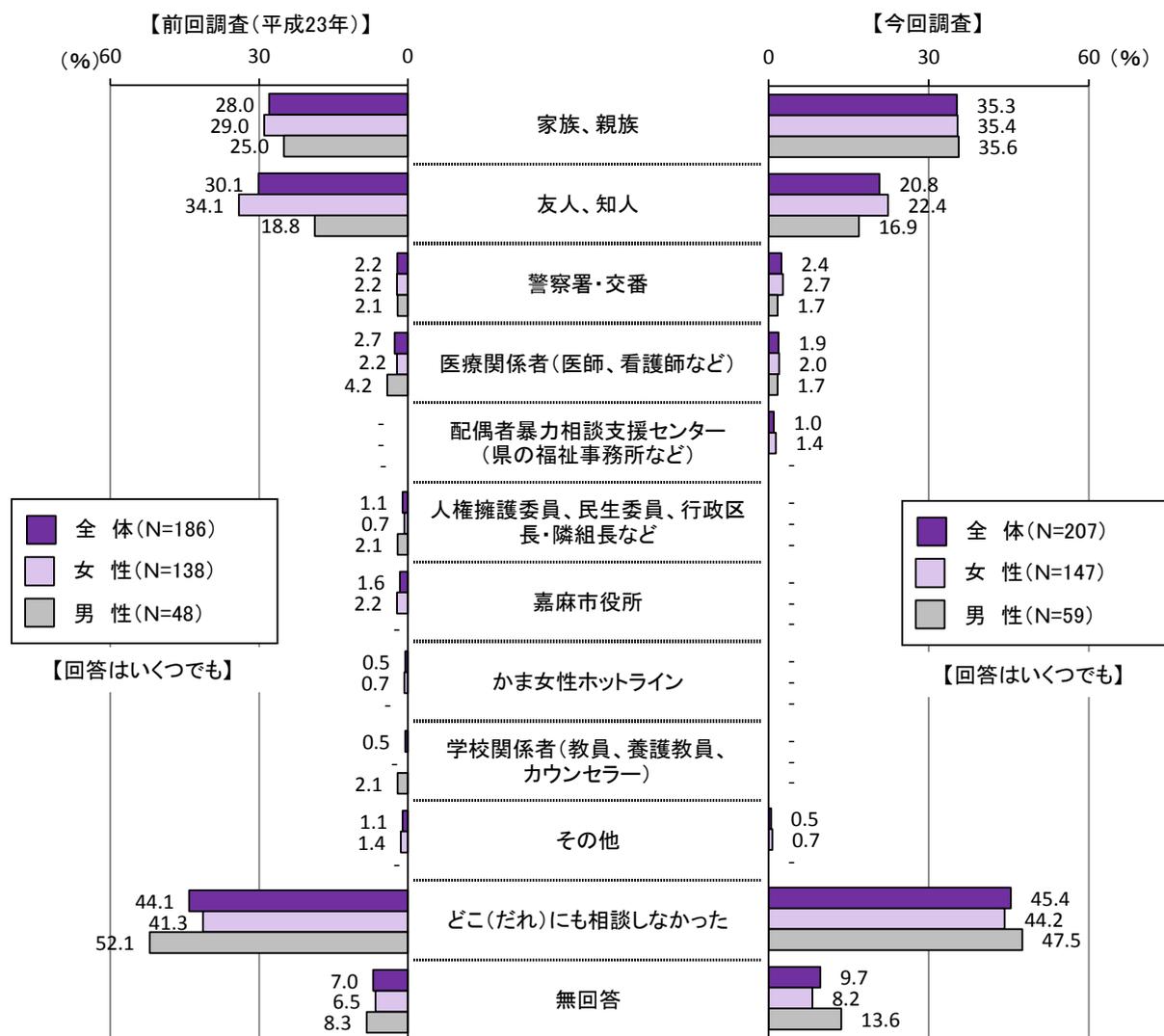
■ 具体的事業

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
7	庁内関係部署との連携強化	DV被害者支援庁内連絡会議を適宜開催する。	男女共同参画推進課
8	配偶者暴力相談支援センターとの連携強化	配偶者暴力相談支援センター（福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所）と緊密な連携体制をとるため、日頃から情報交換を行う。	関係課
9	男性・性的少数者の相談窓口の案内	総務課所管の市民相談や県の相談窓口と連携を図り、案内周知を行う。	関係課



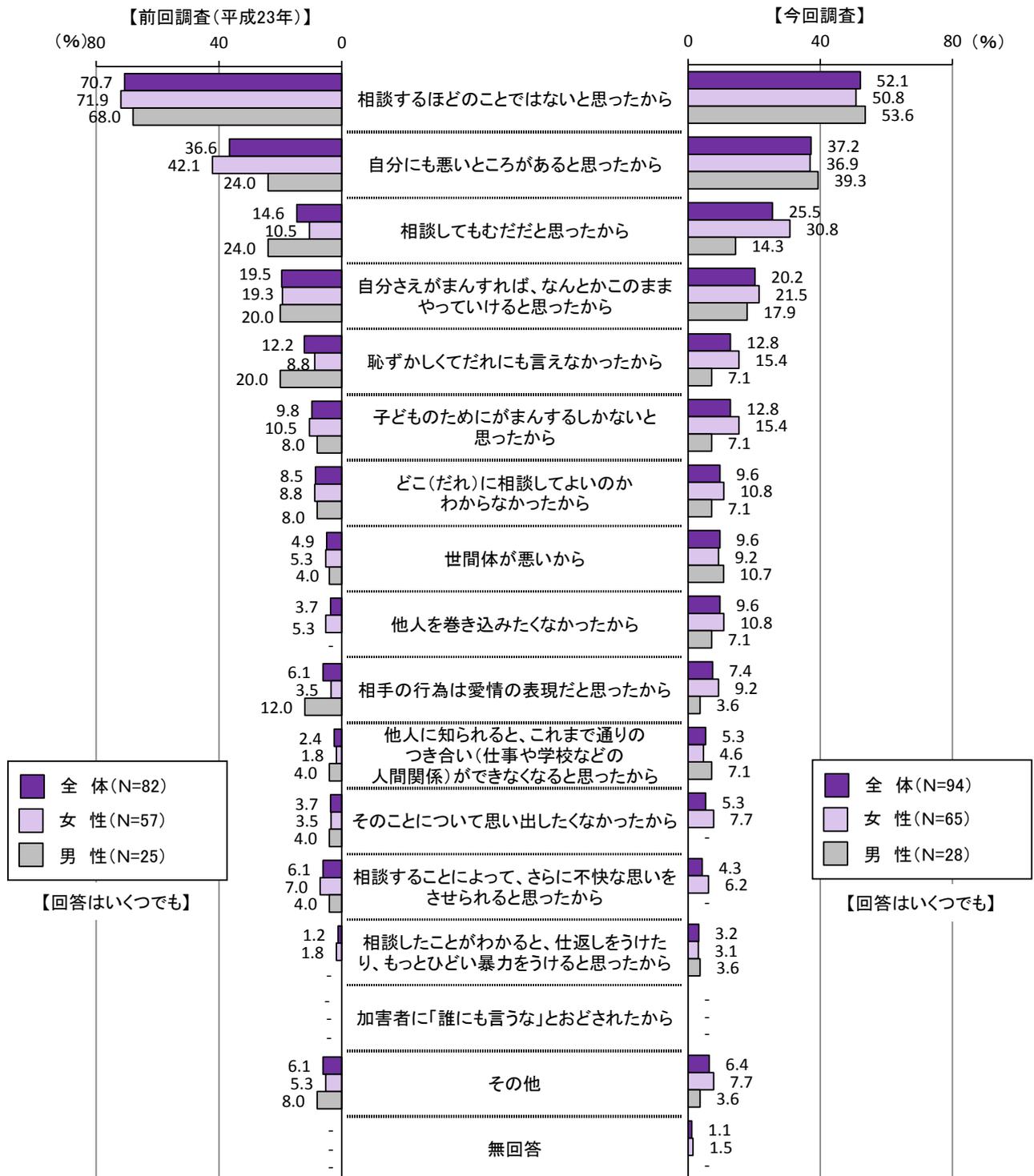
山田生涯学習館内 男女共同参画推進室
(H29年4月から男女共同参画推進課) (女性相談窓口)

◆図表 暴力を受けた後の相談先〔全体、性別〕（前回調査）



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成 27 年）

◆図表 相談しなかった理由〔全体、性別〕（前回調査）



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成27年）

基本的施策

2 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等への適切な対応

現状と課題

外国人や障がい者、高齢者等は、DV被害を受けたとしても、支援に関する情報が届きにくかったり、理解しにくかったり、加害者へ依存する生活を強いられたりして、自分の状況をDVとして認識することがより困難となります。

また、同性間におけるDV被害については、LGBTなどの性的少数者への理解が行き届いていない相談窓口では、被害者が相談できない可能性があります。

そのため、これらの社会的に不利な立場に置かれやすい人が受けるDV被害は、より潜在化、長期化、深刻化するという共通した課題があります。

外国人の場合は、言語や文化・生活習慣の違いから地域の中でも孤立しやすいという問題を抱えがちです。

多言語による支援を求めている外国人に対しては、多言語に対応した翻訳機能を備えたタブレットの活用や県作成のDV相談の情報を掲載した多言語の啓発カードを関係窓口等に配架すること等により対応策をとっていますが、今後は、これまで以上にきめ細かな対策ができるよう努めていきます。

また、高齢者の場合は、長年にわたって繰り返されたDVのために、精神的ダメージが大きく、より無力感が大きい場合があります。

高齢者や障がい者に対しては、それぞれの立場で抱える問題の特徴を踏まえながら、その特性に応じた、よりきめ細かな対応ができるよう配慮するとともに、相談窓口の情報提供の充実等を図っていきます。さらに一時保護、自立支援においても、同様に配慮します。

■ 具体的事業

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
10	外国人等からの相談に対する適切な対応	市が実施する「女性相談窓口」や「かま女性ホットライン」の相談窓口の周知を行う。また、福岡県やアジア女性センターなど他機関が実施する相談窓口の周知も行う。	関係課

基本的施策

3 窓口職員の研修の充実

現状と課題

DV被害者は、経済的暴力を受け、経済的に困窮したり、子どもの世話が行き届かなかったりと多様な生活課題を抱えています。そのため、福祉や保健、教育、住宅などの行政の窓口相談に訪れる可能性は高く、それらはDV被害者を適切な支援につなぐ機会となります。

DV被害者は、心理的ダメージを受けており、担当職員が不適切に対応して被害者をさらに傷つけるなどの二次被害を与えないようにする必要があります。

DV被害者と接する窓口職員や関連する手続きを行うすべての職員が、DV被害者の立場や特徴を理解し、被害者支援のために必要な知識をもち、早期に適切に対応することが求められます。

行政の窓口は、被害者支援における重要な役割を担っているという自覚を持てるよう、関係職員に対する研修をさらに充実していきます。

■ 具体的事業

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
11	窓口職員の研修の充実	市職員の人事異動の時期等を考慮し、窓口担当となる職員について適切な研修を実施する。	人事秘書課 男女共同参画推進課

～被害者へのきめ細かい対応と心身の回復と生活の安定～

基本目標Ⅲ 被害者の自立のための支援

基本的施策

1 被害者の安全確保と心理的ケアへの配慮

現状と課題

DVは、被害者が逃げようとしたときに、加害者の怒りが強くなるため、暴力がひどくなり、さらに逃げた後にもっとも危険が高まるといわれています。

被害者が逃げないという選択をした場合も、安全対策は、重要な課題であり、危険を避けるための支援が求められます。

逃げた場合には、加害者は執拗に被害者の居所を突き止め、危害を加えるおそれがあります。

DV被害者の家族や友人、支援者が、被害者の居場所について加害者からの攻撃的な追求を受けることもあり、被害者の身近な人への安全にも配慮しなければなりません。

最高裁判所の調べによると、平成26年（2014年）の接近禁止命令等の保護命令の発令件数は、2,528件で、前年よりも9.3%増えています。平成27年（2015年）のストーカー行為規制法違反の検挙数は677件で前年より10.4%増加し、加害者の6割が配偶者や元配偶者、交際相手や元交際相手でした。

また、加害者が結果的に追跡してこなかったとしても、別れた後も追跡の恐怖から逃れられない場合もあります。

さらに、被害者は、配偶者や恋人など信頼していた人から暴力を受けたことにより、自尊感情が低下し、自分自身で生きる力を失い、他者との信頼関係を築けないなど、精神的な課題を抱える場合もあります。

また、DVを見聞きすることは子どもに対して心理的に大きな影響を与えることから、面前DVと言われており、児童虐待防止法では、DVのある家庭環境自体が心理的虐待であると定義されています。

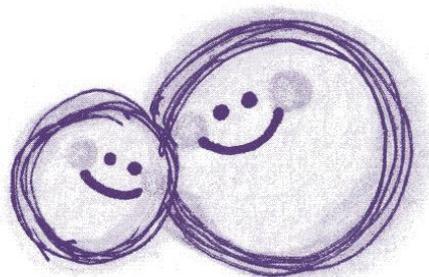
被害者のみならず、子どもに対しても心理的ケアが求められます。

市では、暴力追放相談員を配置しており、日頃から警察との連携を取っていますが、DV被害者と支援をする立場の人たちの安全確保のために、これらの連携を強化していきます。

また、被害者の心理的なケアに対応するため、相談員の専門性を高めるとともに、庁内の保健師や庁外の医療機関、または、福岡県の子精神保健担当部署や児童相談所などと連携して、適切な心理的支援を実施します。

■ 具体的事業

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
12	被害者の安全のための警察との連携強化	被害者の安全確保のため迅速な対応ができるよう、警察や庁舎に配置されている暴力追放相談員との連携強化を図る。	関係課
13	心理的ケアへの配慮	被害者の心理的なケアに対応するため、専門的な知識と経験を有する相談員による支援を行う。また、他の専門職の案内も行う。各相談員間での必要な情報交換を行う。	関係課



基本的施策

2 生活の安定に向けた各種手続の支援

現状と課題

DVは、家庭という生活共同体で起きるため、被害を逃れるために家を出た場合は生活基盤を失うこととなります。所持金を待たずに、文字どおり着の身着のまま避難することも多く、避難後、経済的に困窮する被害者も少なくありません。

また、加害者の追跡を恐れて、親族や友人との連絡を絶っている場合には、身近な人からの支援を受けにくいという課題もあります。

暴力から逃れたDV被害者が、自立して新たな生活を営むためには、住宅や生活費及び就労が確保され、安定した生活基盤を築く必要があります。

国や県では、ひとり親を対象とした就業支援事業を実施しており、これらの情報を提供していくことも重要です。

また、障がい者、高齢者のDV被害者については、障害者自立支援法に基づく支援窓口や地域包括支援センター（高齢者相談支援センター）などと男女共同参画推進課との連携を強化し、安全な生活再建に向けた具体的な対応策の充実を図ることが求められます。

市においては、DV被害者に対する市営住宅における入居者資格の拡充等に取り組んできました（DV防止法第1条第2項に規定する被害者で一定の条件を満たす者は、市営住宅への単身入居を可能としています。）。また、市からの委託事業により嘉麻市社会福祉協議会が開設している「かま自立相談支援センター」では、生活困窮者の相談や就労支援を行っており、DV被害者の支援につながるよう、市は連携して活用しています。

今後は、被害者の自立支援のための住宅の確保に努めます。

また、被害者の生活再建のために庁内外で関係機関が連携できるよう、関係機関の業務内容が盛り込まれ、被害者に必要な社会資源が一目でわかる「資源マップ」を作成し、適宜、必要に応じて、最新情報を盛り込むよう更新していきます。

被害者が将来に希望を持てるよう、自立した生活を支援する福祉事業に関する情報を適切に提供して行きます。

■ 具体的事業

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
14	住宅の確保支援	暴力から逃れた被害者の自立支援のため、市営住宅等への入居支援を行う。	関係課
15	福祉施策等に関する情報の提供	被害者の安定した暮らしが継続されるよう、福祉施策等自立支援のための各種制度に関する情報の提供を行う。	関係課



基本的施策

3 被害者の情報保護

現状と課題

DV被害者が新たな生活での安全を確保するためには、加害者による被害者の住所探索を防ぐ必要があります。

DVやストーカー加害者による被害者の個人情報の聞き出しは、巧妙化しており、被害者の居所を突き止めた後の殺人事件も発生しています。

被害者が自立のために多様な社会資源を活用する際に、各種の手続きから個人情報が加害者に知られないよう情報保護を徹底する必要があります。

行政手続等において、市職員一人ひとりが被害者の保有情報に関するシステムを正しく理解し、DV被害者の個人情報の漏えいが生命の危険につながることを意識し、守秘義務を守って、業務を遂行しなければなりません。

市においては、住民基本台帳の閲覧制限や国民健康保険の柔軟な運用など、被害者の情報の保護に努めてきました。

今後は、情報の適切な管理を強化し、職員の管理能力を高めるために、電算情報システムの運用については、定期的に情報交換や共通課題の解決等を行います。

職員の異動等によって、情報の管理体制が途切れることのないように被害者の情報の運用に関してのマニュアル化も進めます。

■ 具体的事業

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
16	被害者情報に関する適切な管理と運用	被害者に関する保有情報（電算システムにおける情報を含む）の適正な管理と運用を行う。被害者情報の運用についての定期的な点検を実施する。	全課

成果指標

1. 重要な施策について、目標となる数値を「成果指標」として新たに設定します。
2. 市が施策を推進した結果、各項目の数値がそれぞれ目標値に近づいたかについて進捗管理を行い、計画の実効性を高めます。
3. 期間 平成29年度から平成33年度（目標年度）までの5年間です。

1. 嘉麻市男女共同参画推進課（女性相談窓口）についての認知度
平成27年の市民意識調査によると、「男女共同参画推進室（女性相談窓口）」の存在を知っているは、全体で33.8%でした。

50%を目指します

2. デートDVに対する認知度
平成27年の市民意識調査によると、「デートDV」の認知度は、全体で23.7%でした。

50%を目指します

3. パープルリボンプロジェクトについての認知度（周知度）

30%を目指します

◎資料編

○嘉麻市男女共同参画審議会会議経過

回	開催日	会議内容
第1回	平成28年7月4日(月) 13時30分～ 山田生涯学習館 研修室4	(1) 諮問(第2次嘉麻市男女共同参画社会基本計画及び第1次嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画) (2) 概要説明 (3) その他
第2回	平成28年7月19日(火) 13時30分～ 山田生涯学習館 研修室4	(1) 第2次嘉麻市男女共同参画社会基本計画について ①基本計画骨子(案)について ②基本計画体系図(案)について (2) その他
第3回	平成28年8月24日(水) 14時30分～ 山田生涯学習館 研修室4	(1) 第2次嘉麻市男女共同参画社会基本計画について ①審議会所管課ヒアリングの選出について (2) その他
第4回	平成28年9月28日(水) 13時30分～ 山田生涯学習館 研修室1,2	(1) 審議会所管課ヒアリングについて (2) その他
第5回	平成28年10月14日(金) 13時30分～ 山田生涯学習館 研修室4	(1) 平成27年度実施状況に対する審議会評価について (2) その他
第6回	平成28年10月28日(金) 13時30分～ 山田生涯学習館 研修室4	(1) 第2次嘉麻市男女共同参画社会基本計画について (2) その他
第7回	平成28年11月21日(月) 13時30分～ 山田生涯学習館 研修室4	(1) 第2次嘉麻市男女共同参画社会基本計画について (2) その他
第8回	平成28年11月30日(水) 13時30分～ 山田生涯学習館 研修室4	(1) 第2次嘉麻市男女共同参画社会基本計画について (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画について (3) 「基本理念」について (4) その他
平成29年1月6日(金)～2月6日(月)パブリックコメント実施		
第9回	平成29年2月10日(金) 13時30分～ 山田生涯学習館 研修室4	(1) 第2次嘉麻市男女共同参画社会基本計画、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画に対するパブリックコメントの結果について (2) その他
第10回	平成29年2月13日(月) 15時00分～ 碓井庁舎1階 市長応接室	(1) 市長答申 (2) その他

○嘉麻市男女共同参画審議会委員名簿

氏名	所属等	備考
青柳 剛太郎	公募委員	
有吉 直子	各種団体等 (かま男女共同参画推進ネットワーク)	
大里 厚子	公募委員	
大屋 信一	学識経験者	副会長
尾田 卓夫	公募委員	
加納 恵子	学識経験者	会長
田丸 哲夫	学識経験者	
平尾 節子	公募委員	
平塚 宏美	各種団体等 (嘉麻市民生委員児童委員協議会)	
松岡 敏彦	公募委員	
松岡 芙美子	各種団体等 (嘉麻商工会議所)	
縄田 好子	公募委員	

50音順・敬称略（平成29年3月現在）



○用語の解説

あ行

LGBT【P21】

L（レズビアン＝女性同性愛者）、G（ゲイ＝男性同性愛者）、B（バイセクシュアル＝両性愛者）、T（トランスジェンダー＝生まれたときの生物学的・社会的性別とは一致しない、またはとらわれない生き方を選ぶ人などを表現する包括的な言葉。一般的に性同一性障害も含む）の総称。

さ行

ストーカー【P 1、13、23、27】

特定の人に対する好意の感情やその感情が受け入れられなかったことへの恨みの感情を充たすために異常な執着心で、つきまとい、まちぶせ、連続したメールの送信などをする人ことです。

た行

ドメスティック・バイオレンス（DV）【P 1～4、7～9、11、13～18、21～23、25、27、28】

配偶者（パートナー）や恋人等親密な関係にある、また過去に親密な関係にあった人からの暴力。なぐる、蹴る等の身体的な暴力だけでなく、言葉で傷つけたり無視したりする精神的暴力、生活費などを渡さない等の経済的暴力、行動を監視したりする社会的暴力、望まない性行為を強要するなどの性的暴力などの形があります。

デートDV【P 1、8、13、14、28】

結婚していない交際相手からふるわれる暴力。中学生、高校生など若い人の間でも起きています。

は行

パープルリボンプロジェクト【P28】

パープルリボンは1994年2月、アメリカ合衆国ニューハンプシャー州のベルリンで、大人のレイプや虐待などの被害を克服した当事者、医療専門家、セラピスト、法律関係者、関心を持つ市民らによって結成された、インターナショナル・パープルリボン・プロジェクト（IPRP）から始まりました。現在、40か国以上の国際的な草の根運動のネットワークになっています。日本では、NPO 法人全国女性シェルターネットが中心となり、パープルリボン活動を展開しています。

○関係法令

嘉麻市 DV 被害者支援庁内連絡会議設置規程

平成 25 年 3 月 25 日

訓令第 2 号

(設置)

第1条 配偶者等からの暴力(以下「DV」という。)に関する問題について、庁内の関係各課等が共通認識を持ち、相互に連携し、DVの防止及びDVによる被害者の支援について検討するため、嘉麻市DV被害者支援庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) DV 被害者に対する迅速かつ適切な対応を総合的に行うための連携及び協力に関すること。
- (2) DV 被害者の支援方法に関すること。
- (3) DV の防止に関する情報の共有に関すること。
- (4) DV の防止に関する啓発活動に関すること。
- (5) その他 DV の防止及び DV 被害者の保護に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、男女共同参画推進室長をもって充てる。ただし、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ、委員長が指定した者がその職務を代理する。
- 3 委員は、課等の長(市長部局(会計課を含む)、各行政委員会事務局、議会事務局及び水道局に所属する課長、室長、局長及び参事をいう。)のうちから、案件に応じて、その都度、委員長が選任した者をもって充てる。

(会議)

第4条 連絡会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員が連絡会議の会議に出席することができないときは、当該委員の指名する職員が代理出席できるものとする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 連絡会議の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第5条 連絡会議の委員及び連絡会議に出席した者は、連絡会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、男女共同参画推進室において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 1 日訓令第 12 号)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成 26 年 10 月 6 日から施行する。

(経過措置)

第2条 (略)

2～6 (略)

7 当分の間、この訓令による改正後の嘉麻市 DV 被害者支援庁内連絡会議設置規程第3条の適用については、同条第3項中「所属する課長」とあるのは「所属する総合調整監、課長」とする。

8～18 (略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)
最終改正:平成二十六年四月二十三日法律第二八号

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
(第二条の二・第二条の三)
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等
(第三条―第五条)
- 第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)
- 第四章 保護命令(第十条―第二十二條)
- 第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)
- 第五章の二 補則(第二十八條の二)
- 第六章 罰則(第二十九条・第三十條)

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、

福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずる

ものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当

該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時に於ける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法

律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの

原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情がある

ときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を含み、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き

続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対

し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

ストーカー行為等の規制等に関する法律

(平成十二年五月二十四日法律第八十一号)
最終改正:平成二八年一二月一四日法律第一〇二号
(最終改正までの未施行法令)
平成二十八年十二月十四日法律第二百二号(未施行)

(目的)

第一条 この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等(前項第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)を反復してすることをいう。

(つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止)

第三条 何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

(警告)

第四条 警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という。)は、つきまとい等をされたとして当該つきまとい等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

- 2 一の警察本部長等が前項の規定による警告(以下「警告」という。)をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告又は第六条第一項の規定による命令をすることができない。
- 3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を第一項の申出をした者に通知しなければならない。
- 4 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を第一項の申出をした者に書面により通知しなければならない。
- 5 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時その他当該警告に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に報告しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(禁止命令等)

第五条 公安委員会は、警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警告に係る第三条の規定に違反する行為をした場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該警告に係る前条第一項の申出をした者の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 更に反復して当該行為をしてはならないこと。
- 二 更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項
- 2 公安委員会は、前項の規定による命令(以下「禁止命令等」という。)をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 一の公安委員会が禁止命令等をした場合には、他の公安委員会は、当該禁止命令等を受けた者に対し、当該禁止命令等に係る第三条の規定に違反する行為について禁止命令等をするることができない。
- 4 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならない。
- 5 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びそ

の理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。

- 6 前各項に定めるもののほか、禁止命令等の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(仮の命令)

第六条 警察本部長等は、第四条第一項の申出を受けた場合において、当該申出に係る第三条の規定に違反する行為(第二条第一項第一号に掲げる行為に係るものに限る。)があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるとともに、当該申出をした者の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該行為をした者に対し、行政手続法第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を命ずることができる。

- 2 一の警察本部長等が前項の規定による命令(以下「仮の命令」という。)をした場合には、他の警察本部長等は、当該仮の命令を受けた者に対し、当該仮の命令に係る第三条の規定に違反する行為について警告又は仮の命令をすることができない。

- 3 仮の命令の効力は、仮の命令をした日から起算して十五日とする。

- 4 警察本部長等は、仮の命令をしたときは、直ちに、当該仮の命令の内容及び日時その他当該仮の命令に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを公安委員会に報告しなければならない。

- 5 公安委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る仮の命令があった日から起算して十五日以内に、意見の聴取を行わなければならない。

- 6 行政手続法第三章第二節(第二十八条を除く。)の規定は、公安委員会が前項の規定による意見の聴取(以下「意見の聴取」という。)を行う場合について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間をにおいて」とあるのは、「速やかに」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 7 公安委員会は、仮の命令に係る第三条の規定に違反する行為がある場合において、意見の聴取の結果、当該仮の命令が不当でないと認めるときは、行政手続法第十三条第一項の規定及び前条第二項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで禁止命令等を行うことができる。

- 8 前項の規定により禁止命令等をしたときは、仮の命令は、その効力を失う。

- 9 公安委員会は、第七項に規定する場合を除き、意見の聴取を行った後直ちに、仮の命令の効力を失わせなければならない。

- 10 仮の命令を受けた者の所在が不明であるため第六項において準用する行政手続法第十五条第三項の規定により意見の聴取の通知を行った場合の当該仮の命令の効力は、第三項の規定にかかわらず、当該仮の命令に係る意見の聴取の期日までとする。

- 11 前各項に定めるもののほか、仮の命令及び意見の聴

取の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(警察本部長等の援助等)

第七条 警察本部長等は、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為(以下「ストーカー行為等」という。)の相手方から当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものとする。

- 2 警察本部長等は、前項の援助を行うに当たっては、関係行政機関又は関係のある公私の団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

- 3 警察本部長等は、第一項に定めるもののほか、ストーカー行為等に係る被害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

- 4 第一項及び第二項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び援助の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(国、地方公共団体、関係事業者等の支援等)

第八条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 ストーカー行為等に係る役務の提供を行った関係事業者は、当該ストーカー行為等の相手方からの求めに応じて、当該ストーカー行為等が行われることを防止するための措置を講ずること等に努めるものとする。

- 4 ストーカー行為等が行われている場合には、当該ストーカー行為等が行われている地域の住民は、当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に努めるものとする。

(報告徴収等)

第九条 警察本部長等は、警告又は仮の命令をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第四条第一項の申出に係る第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

- 2 公安委員会は、禁止命令等をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に質問させることができる。

(禁止命令等を行う公安委員会等)

第十条 この法律における公安委員会は、禁止命令等並びに第五条第二項の聴聞及び意見の聴取に関しては、当

該禁止命令等並びに同項の聴聞及び意見の聴取に係る事案に関する第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等並びに第五条第二項の聴聞及び意見の聴取に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会とする。

- 2 この法律における警察本部長等は、警告及び仮の命令に関しては、当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等とする。
- 3 公安委員会は、警告又は仮の命令があった場合において、次に掲げる事由が生じたことを知ったときは、速やかに、当該警告又は仮の命令の内容及び日時その他当該警告又は仮の命令に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを当該他の公安委員会に通知しなければならない。ただし、当該警告又は仮の命令に係る事案に関する第五条第二項の聴聞又は意見の聴取を終了している場合は、この限りでない。
 - 一 当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。
 - 二 当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者がその住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。
- 4 公安委員会は、前項本文に規定する場合において、同項ただし書の聴聞又は意見の聴取を終了しているときは、当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等を行うことができるものとし、同項の他の公安委員会は、第一項の規定にかかわらず、当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等を行うことができないものとする。
- 5 公安委員会は、前項に規定する場合において、第三項ただし書の聴聞に係る禁止命令等を行わないときは、速やかに、同項に規定する事項を同項の他の公安委員会に通知しなければならない。

(方面公安委員会への権限の委任)

第十一条 この法律により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができる。

(方面本部長への権限の委任)

第十二条 この法律により道警察本部長の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面本部長に行わせることができる。

(罰則)

第十三条 ストーカー行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第十四条 禁止命令等(第五条第一項第一号に係るものに限る。以下同じ。)に違反してストーカー行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定するもののほか、禁止命令等に違反してつきまとい等を行うことにより、ストーカー行為をした者も、同項と同様とする。

第十五条 前条に規定するもののほか、禁止命令等に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(適用上の注意)

第十六条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(条例との関係)
- 2 地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。
- 3 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(検討)

- 4 ストーカー行為等についての規制、その相手方に対する援助等に関する制度については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(通知に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「新法」という。)第四条第三項及び第四項の規定は、この法律の施行後に同条第一項の申出を受けた場合における警告について適用する。

(条例との関係)

第三条 地方公共団体の条例の規定で、新法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第二条の改正規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、近年、当該行為に係る事案の数が高い水準で推移していること、当該行為が多様化していること等を踏まえ、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、前項の行為の実情等を把握することができる立場にあることを踏まえ、同項の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、同項の検討に当たって適切な役割を果たすものとする。

附 則 (平成二八年一月四日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第二条並びに附則第四条、第五条及び第六条(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十二年法律第六号)第五条第一項第十五号の改正規定中「命令」の下に「若しくは同条第九項の規定によるその延長の処分」を加える部分に限る。)の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日前にした第一条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律(附則第四条において「第一条による改正前の法」という。)第二条第二項に規定するストーカー行為に該当する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(条例との関係)

第三条 地方公共団体の条例の規定で、第一条の規定による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律で規制する行為で同法で罰則が定められているものを処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(禁止命令等に関する経過措置)

第四条 次に掲げる命令についての第二条の規定による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律(以下この条において「第二条による改正後の法」という。)第五条第八項の規定の適用については、同項中「日から起算して一年」とあるのは、「時から、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第百二号)附則第一条ただし書に規定する日から起算して一年を経過する日まで」とする。

一 附則第一条ただし書に規定する日前にした第二条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律(次条において「第二条による改正前の法」という。)第五条第一項の規定による命令

二 この法律の施行の日前に第一条による改正前の法第五条第一項の規定による命令を受けた者に対し、当該命令に係る第一条による改正前の法第三条の規定に違反する行為について附則第一条ただし書に規定する日から起算して一年以内にした第二条による改正後の法第五条第一項の規定による命令

2 前項第二号に掲げる第二条による改正後の法第五条第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者に対し当該この法律の施行の日前にした第一条による改正前の法第五条第一項の規定による命令は、その効力を失うものとする。

(仮の命令に関する経過措置)

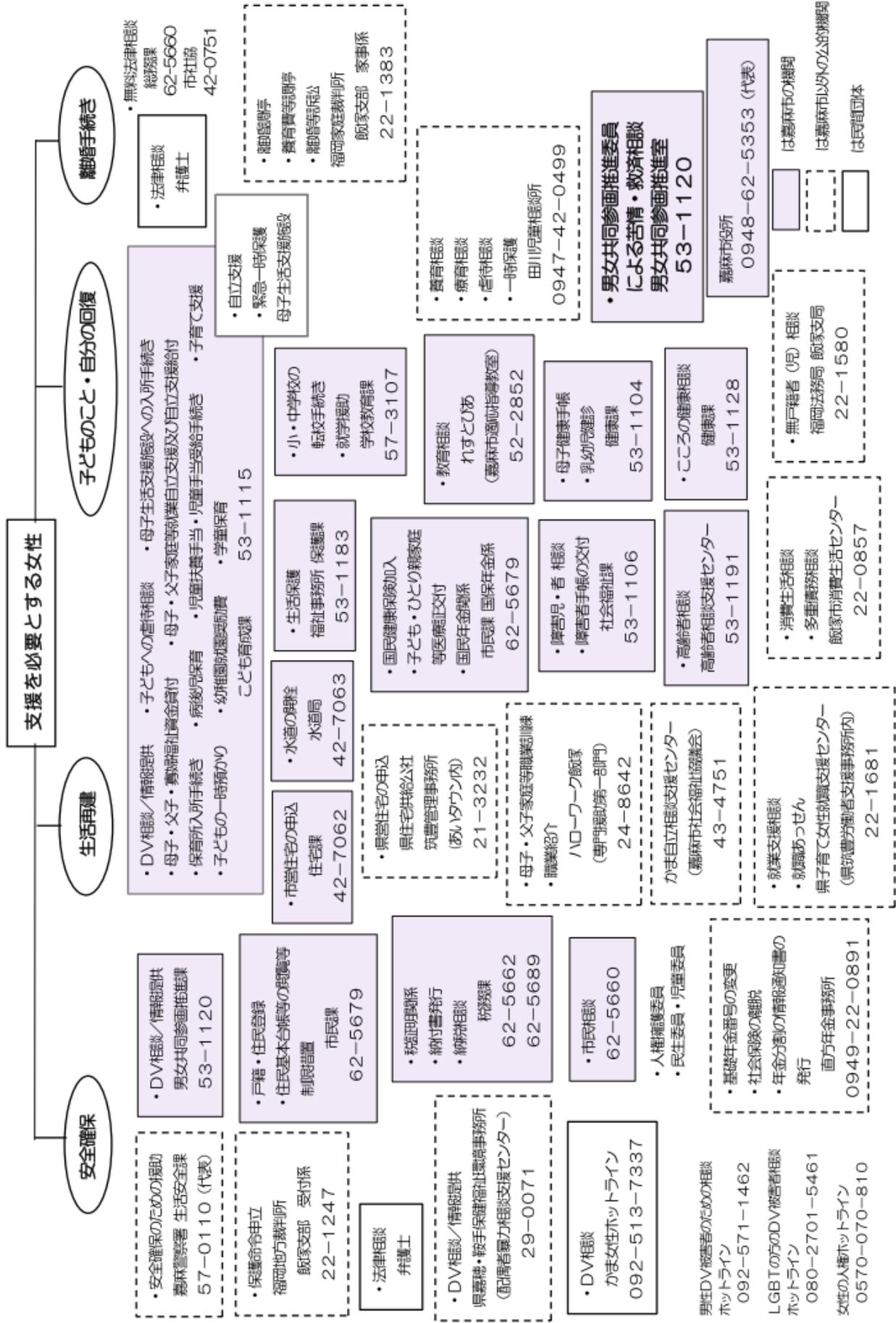
第五条 附則第一条ただし書に規定する日前にした第二条による改正前の法第六条第一項の規定による命令については、同条第二項から第十一項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第百二号)第二条の規定による改正前の第六条第一項」と、同条第八項中「したとき」とあるのは「し、又は前条第三項の規定により禁止命令等をしたとき」と、同条第九項中「場合」とあるのは「場合及び前条第三項の規定により禁止命令等をする場合」とする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から第五条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

○嘉麻市におけるDV被害者支援機関・団体窓口

嘉麻市におけるDV被害者支援機関・団体窓口 (支援機関、電話番号等は変更になることがあります)





平成29年3月

発行／嘉麻市 男女共同参画推進室

(平成29年4月から男女共同参画推進課)

〒821-0012 福岡県嘉麻市上山田 1347 番地 10

電話 (0948) 53-1120 FAX (0948) 52-2766

E-mail danjo@city.kama.lg.jp